

情 個 審 第 1 9 号  
令和6年9月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年9月6日付け道建諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「上曾トンネルの標準断面図の設計委託関係文書等」不開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第213号)

(情報公開答申第182号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和5年2月27日付け道建指令第3号により行った不開示決定のうち、「2. 平成30年1月29日、石岡市長と桜川市長が水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおいて上曽トンネル（仮称）の建設に関する協議を行い、県も協議に参加している。ついては、県が所有するこの協議の協議記録（県の提出資料、議事メモ、参加者名簿等の全て）」に該当する行政文書に係る部分については、別表の「不開示相当部分」の欄に掲げる部分以外の部分につき、これを取り消し、開示すべきであり、その余の部分については、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和5年1月27日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求1」という。）をした（本件開示請求1に係る行政文書を以下「本件開示請求文書1」という。）。

「県の道路建設課長以下3名が、上曽トンネル（仮称）の桜川・石岡両市よりの県受託事業に関し、平成29年10月2日、真壁・八郷両町の時の県道バイパス工事計画時よりトンネル径が1.5広いトンネル断面図を載せた「上曽トンネル整備事業について」という文書を桜川市に持参している。この文書に掲載されているトンネルの標準断面図については、その概略設計を外部業者に委託している。これに付き、以下の文書について情報開示を求める。

- ① この断面図の設計を業者に委託した際の予算執行の起案文書の全て
- ② 上記委託をする際の、相手方、仕様書、指示書等の委託内容の全て
- ③ 上記委託に要した経費に関わる支出命令書の全て
- ④ 上記委託の成果物の全て

- なおもし、上記トンネル断面図を県が自ら県内部で作成したのであれば、
- ⑤ その作成に要した断面図作成ソフト名が分かるプロパティ画面のスクリーンショットのコピー（電磁記録の開示）
  - ⑥ このソフトを入れてあるパソコンについて、県で県有の物品を記録してある管理簿で、その管理している部課や管理番号の分る文書

また、同日、審査請求人は、同条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求2」という。）をした（本件開示請求2に係る行政文書を以下「本件開示請求文書2」という。）。

「平成30年1月29日、石岡市長と桜川市長が水戸市のホテル・ザ・ウエ

ストヒルズにおいて上曾トンネル（仮称）の建設に関する協議を行い、県もこの協議に参加している。については、県が所有するこの協議の協議記録（県の提出資料、議事メモ、参加者名簿等の全て）

## 2 実施機関の決定及び通知

- (1) 実施機関は、本件開示請求1、本件開示請求2ほか1件の開示請求に係る開示決定等の期間を32日間に延長する旨の決定を行い、令和5年2月13日付け道建第430号により、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件開示請求文書1については、下記アのとおり特定した上で、下記アの「①」ないし「④」の文書は委託していないため作成又は取得しておらず現に存在しない、下記アの「⑤」及び「⑥」の文書は断面図作成ソフトを使用していないので存在しないとして、不開示決定を行った。

また、本件開示請求文書2については、下記イのとおり特定した上で、県及び市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係る事務に関し、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当するとして、不開示決定（以下、これらの不開示決定を併せて「本件処分」という。）を行い、令和5年2月27日付け道建指令第3号により、審査請求人に通知した。

### ア 本件開示請求文書1に係る行政文書

「県の道路建設課長以下3名が、上曾トンネル（仮称）の桜川・石岡両市よりの県受託事業に関し、平成29年10月2日、真壁・八郷両町の時の県道バイパス工事計画時よりトンネル径が1.5広いトンネル断面図を載せた「上曾トンネル整備事業について」という文書を桜川市に持参している。この文書に掲載されているトンネルの標準断面図については、その概略設計を外部業者に委託している。これに付き、以下の文書について情報開示を求める。

- ① この断面図の設計を業者に委託した際の予算執行の起案文書の全て
- ② 上記委託をする際の、相手方、仕様書、指示書等の委託内容の全て
- ③ 上記委託に要した経費に関わる支出命令書の全て
- ④ 上記委託の成果物の全て

なおもし、上記トンネル断面図を県が自ら県内部で作成したのであれば、

- ⑤ その作成に要した断面図作成ソフト名がわかるプロパティ画面のスクリーンショットのコピー（電磁記録の開示）
- ⑥ このソフトを入れてあるパソコンについて、県で県有の物品を記

録してある管理簿で、その管理している部課や管理番号の分る文書」  
イ 本件開示請求文書2に係る行政文書

「平成30年1月29日、石岡市長と桜川市長が水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおいて上曽トンネル（仮称）の建設に関する協議を行い、県もこの協議に参加している。ついては、県が所有するこの協議の協議記録（県の提出資料、議事メモ、参加者名簿等の全て）」

### 3 審査請求

令和5年5月25日、審査請求人は、本件開示請求文書1及び本件開示請求文書2の開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 本件開示請求1について、業務委託して対価を伴って取得したトンネル断面図が存在しないならば、実施機関が対価なくしてトンネル断面図を取得していることについての説明があつてしかるべきところ、実施機関の回答は不十分である。
- (2) 本件開示請求2について、ホテル・ザ・ウエストヒルズにおけるトンネル断面に係る協議記録の全てを不開示とするのは不当である。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書における主張

##### ア 本件開示請求文書1について

本件開示請求文書1の「①」ないし「④」の文書については、平成29年10月2日、県土木部道路建設課長以下4名が石岡・桜川両市に持参した、同課作成の「上曽トンネル整備事業について」（以下「本件文書」という。）という表題の文書中にある、トンネル断面図に関するものである。

本件文書中には、2つのトンネル断面が記載されているが、本件開示請求1において開示を求めたのは、真壁町時代に実施機関と真壁町・八郷町の三者間で計画したものよりもトンネル径が1.5m広いトンネル断面図の作成に係る業務委託の際の、①予算執行のための起案文書、②仕様書、③経費に係る支出命令書及び④委託成果物についてである。

実施機関は、このトンネル断面図（以下「本件トンネル断面図」という。）は、実施機関が庁内において自ら作成したものではなく、外部業者が作成したものであることを、審査請求人の今までの問合せに対し、既に認めているところである。



件トンネル断面図のトンネル本体事業費はどう算出したのか。」と実施機関に対し聞いたところ、「同種のトンネルを参考にした。」との返事であった。そこで、後日、「では、同種のトンネルとはどこか。具体的に示して欲しい。」という質問状を実施機関に提出したが、これについては「回答できない。」という返答であった。

イ 本件開示請求文書2について

実施機関は、「茨城県情報公開条例第7条第6号該当」と、これに加えて「県及び市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務に関し、県及び市の財政上の利益を不当に害し当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」との補足説明（以下「本件補足説明」という。）を付し、本件不開示決定を審査請求人宛通知した。

しかし、「本件補足説明」が「県条例第7条第6号」の単純な補足説明のように見えるが、実は、両者は全くの別物である。

両者が全くの別物であるその理由は、「本件補足説明」に“毎年度実施される”という文言が入っているからである。この文言が入ることによって、両者が全く別物になるという点については後述するが、審査請求人は、両者が全く別な内容の不開示理由となっているという認識に立ち、それぞれについて以下のとおり主張する。

(ア) 「県条例第7条第6号該当」との不開示理由に対する反論

実施機関は、「第6号該当」を不開示理由としているが、「第6号」の条文に即して考えると、同号には「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とある。

本件において、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあると考えられるのは、この第6号中「次に掲げるおそれ」の「ア」ないし「オ」のうち、「イ」の「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の2点のいずれかになると思われる。

そして、条例第7条第6号でこれらを不開示事由としているのは、これらの事務又は事業が進行途上で、これらを公開することにより、例えば、国会議員、県会議員、業者などから事務や事業の途上でこれに対する容喙が起り得るので、これを防止し、適正な行政執行を確保するためであると考えられる。

しかし、トンネル断面協議に係る本件開示請求においては、トンネル断面は既に決定され、その決められた断面でトンネル掘削工事自体は既に終わっている。

したがって、トンネルの断面をどのようなものにするかについては、平成30年1月29日の断面協議の協議内容が、今後の事業の遂

行におけるトンネル断面に影響を与えることは全くない。当然、トンネル断面協議で話し合われたトンネル断面について、今後、政治家等からの容喙を招くこともあり得ない。

よって、本件開示請求1で求める文書を開示しても、不利益や事業の遂行に支障を生じさせることは全くなく、これを「全面不開示」とする正当性は全くない。

(イ) 「本件補足説明」を不開示理由とすることに対する反論

「本件補足説明」は、「県条例第7条第6号該当」の補足説明のように見えるが、実は全くの別物である。なぜなら、「本件補足説明」には、“毎年度実施される”という文言が入っているからである。

そもそも、条例第7条第6号においては“毎年度実施される”という文言を入れた意味での不開示事由については定めていない。この“毎年度実施される”という文言を入れての不開示決定は、同号の規定の解釈を逸脱し、情報公開法（通称）制定の趣旨に背くものである。

「本件補足説明」は「県及び市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務に関し、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」となっている。

もし、これに、“毎年度実施される”という文言がなく、それが具体の事務の途中にあるものであれば、例えば、県会議員等の事務の過程に対する容喙等を招くおそれがあり、自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務に関し、これを不開示とするのは至当である。

しかし、“毎年度実施される”という文言が入っていた場合は、これが入っていない場合とは意味が全く異なる。よって、これを不開示とするのは不当である。

「本件補足説明」中に「毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務に関し、」とあるが、ここに“毎年度実施される”とあることから、実施機関が不開示としているのは、条例で定める「自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる（いわば個別・具体の）事務」ではなく、毎年実施される「国の補助金の獲得などに係わる、実務上の事務手続（一般）」のことを指していることになる。

別言すると、“毎年度実施される”という言葉が入った場合の「自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務」は、いわば形而上の抽象概念であるのに対し、これのない「自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務」は形而下の概念であるということになる。そして、条例が規定しているのは後者についてであり、前者については規定していない。

よって、法や条例に規定していない不開示事由を理由とする不開示決定は不当である。

つまり、実施機関は、予算獲得のための一般的な手続や手順それ自体が秘密であり、それを明らかにすると、県及び市の財産上の利益が不当に害され、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると

しているのである。

しかし、個別具体の事案についての交渉ではなく、常に行われている国や基礎自治体との間で補助金を獲得するための交渉については、行政の透明性という観点からしても、それを秘密にする理由や必要性は全くない。

なぜなら、例えば、実施機関がある事業を行うに際し、国や市町村との間で補助金の獲得や交付等について内々に話し合いを進め、最終的に公式な文書等を取り交わして実施に向かう場合を考えてみても、取り交わした最終の公文書等が情報開示の対象となることはいうまでもないが、不特定の事案に関しそれが不断に行われていることは誰もが知るところであり、これを秘密にする必要性は全くないからである。

つまり、繰り返せば、「“毎年度実施される”自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務」という表現で示されている事務は、いわば形而上の抽象概念であり、これに対し、「自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務」という表現によって示されるのは、ある特定・個別の事務を想起させる具体の概念である。

したがって、特定・個別の事務であり、なおかつ、それが進行中のものであれば、これに対する不開示決定は至当であるが、抽象概念としての「“毎年度実施される”自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務」までも秘密とし、それをもって情報不開示の理由とするのは不当であるということである。

(ウ) “毎年度実施される”という文言がなかった場合の、ある特定・具体の「計画途上の案件」についての不開示はあり得る。

しかし、本件については、トンネルの径が既に決定し、その決定を受けて開始したトンネル掘削工事も完了し、トンネル内の設備工事を残すのみとなっている。この時点での本件開示請求において、このトンネル断面の決定過程の協議内容を不開示とする理由は最早なく、ホテル・ザ・ウエストヒルズでのトンネル断面に係る協議記録の全てを不開示とするのは不当である。

なお、実施機関の「本件補足説明」については、一見懇切丁寧な説明のようにも思われるが、そこに“毎年度実施される”という文言を挿入し、形而上の抽象の理論と、形而下の一般理論、形而下の具体・個別の理論の三者を混在させていることは、いたずらに不開示決定理由を複雑化するものであり、意図的に不開示決定に対する不服申立てをしにくくしている感が強く、極めて遺憾である。

そして、何より問題なのは、不開示とする理由に、条例の条文を引用するだけで全く具体性がないことである。本件トンネル断面協議において、何を公表するとどのような支障が生じるのかを説明し、全面不開示の理由とすべきである。

それが不在中の全面不開示決定は、「県民の知る権利についての理解を深めつつ、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」という、条例制定の趣旨に反し、不当である。





については、これを認めない。

また、仮に不開示部分があるとすれば、その部分を不開示とし、その余の部分は開示する部分開示とすべきであるが、これがなされていないのは不法・不当である。

これらについては、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされており、開示請求に対して不開示決定をするに際しても、不開示とする理由が抽象的、一般的なものでは不十分で、不開示理由が具体的に示されなければならない。

しかし、本件開示請求2に対し、実施機関は、不開示理由として「茨城県情報公開条例第7条第6号該当」とし、具体的な不開示理由を示していない。

また、実施機関は、上記に加え、「県及び市が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係わる事務に関し、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」という補足説明を加えているが、その内容は抽象的、一般的な説明の域を脱していない。

この補足説明については、実施機関は「県、国、市の行政機関の間での予算要望や補助金等の交渉に係わる事務が明らかになると、県及び市の財産上の利益を不当に害し当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

しかし、本件トンネル工事においては、トンネルの掘削工事は既に終了し、残るところはトンネル設備の工事費と取付道工事費となっていて、令和4年11月22日の段階で、その全体事業費見込額も143.3億円とほぼ確定している。この金額は、既に補助金等の枠組みが決定し、工事を進めてきた中での金額である。

したがって、補足説明で実施機関が指摘するようなおそれはなく、補足説明は単なる抽象論の域を出ず、実施機関の弁明は不法・不当であり認められない。

b 開示を求める内容は既決事項である点について

開示を求める内容が既決事項であり、これを明らかにしても、県、国、その他の地方公共団体の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれはなく、また、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないので、実施機関の全面不開示は不法、不当である旨主張する。

平成30年1月29日に水戸市内のホテルで開催された、実施機関と石岡市長・桜川市長の三者らによる協議の目的は、たとえ事後的に言ったにせよ「トンネルで断面協議」と銘打たれている。

審査請求人が開示請求したのは、この協議に係る協議記録としての「実施機関の提出資料、議事メモ、参加者名簿等の全て」につい



概ねの反論は、上記（ア）の「弁明の趣旨に対する反論の要旨」をもって代える。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由

###### （1）本件開示請求文書1について

ア 本件開示請求文書1について指摘するトンネル断面図については、石岡市及び桜川市と協議を行うに当たり、道路幅員に関する検討資料の一つとして作成したものである。

イ 当初、実施機関は、トンネル設計業務委託により、自動車の通行空間及び管理用道路のみを有する断面で成果品をとりまとめていたが、その後、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の施行に伴い、自転車活用の動きが急速に高まっていたことから、事業主体である石岡市及び桜川市に対し、自転車の通行空間の必要性を検討した上で、道路幅員を決定するよう求めていた。

ウ また、実施機関は、石岡市及び桜川市における幅員決定の検討材料として、自転車の通行空間を含めた場合の工事費の概算費用を算出するため、トンネル設計業務の委託先の担当技術者から、自転車の通行空間を含めた場合のトンネル断面について技術的な助言を受けた。

エ 実施機関は、その助言を踏まえ、自転車の通行空間を含めた場合のトンネル断面図を作成するとともに、工事費の概算費用を算出し、石岡市及び桜川市に提示したものである。

オ 審査請求人は、「対象文書が存在しないという回答だけでは不十分」、「本件トンネル断面図が現に存在するにもかかわらず、それが対価なく取得されていることとの関係についての説明がなければならない」と指摘しているが、不開示の理由は、いかなる理由で開示しないこととしたのかを記載するものであり、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な情報公開制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、また、開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、不開示の理由が変わるものではない。

カ よって、審査請求人の「実施機関の回答は不十分である」との指摘は当たらない。

###### （2）本件開示請求文書2について

ア 審査請求人は、「“毎年度実施される”という文言を入れての不開示決定は、条例第7条第6号の規定の解釈を逸脱し、情報公開法制定の趣旨に背くものである」と指摘している。

- イ 条例第7条第6号のアないしオに掲げる事務事業及びそこに掲げる支障はいずれも例示であるので、同号アないしオに掲げる事務事業以外の事務事業であっても、その性質上、公にすると当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号により不開示となる。
- ウ 実施機関が行った不開示決定の理由の付記は、当該不開示情報が、条例第7条第6号アないしオに掲げる事務事業以外の事務事業であり、その性質上、公にすると当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、その内容を具体的に付記したものである。
- エ 当該文書には、国庫補助等に対する予算確保に向けた県や市が実施する国や県に対する具体的な要望活動の内容が含まれている。このやり取りを公にすることで、毎年度実施される自治体間及び国との予算要望の交渉に係る事務に関し、自由で率直な意見交換が困難となるおそれがあるほか、十分な国費を確保できない結果を招き、県及び市の財産上の利益を不当に害し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とするものであることを明示したものである。
- オ 審査請求人は、「形而上の抽象の理論と、形而下の一般理論、形而下の具体・個別の理論の三者を混在させていることは、いたずらに不開示決定理由を複雑化するものであり、意図的に非開示決定に対する不服申し立てをしにくくしている。」と指摘しているが、実施機関の不開示理由は、県の利益を不当に害するおそれのある事案を想定しているものであり、特定の事案の予算要望の交渉のみを想定しているものではない。
- カ また、審査請求人は、「処分庁は、予算獲得のための一般的な手続や手順それ自体が秘密であり、それを明らかにすると、県及び市の財産上の利益が不当に害され、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとしているが、個別具体の事案についての交渉ではなく、常に行われている国や基礎自治体との間で補助金を獲得するための交渉については、行政の透明性という観点からしてもそれを秘密にする理由や必要性は全くない。」と指摘しているが、今回の対象文書内の予算確保のための手続は、具体的な要望活動であることから、不開示にするものである。
- キ なお、審査請求人は、「不開示事由としているのは、これらの事務又は事業が進行途上で、これらを公開することにより、例えば国会議員、県議員、業者などから事務や事業の途上でこれに対する容喙が起り得るので、これを防止し、適正な行政執行を確保するためであると考えられる」と指摘しているが、実施機関は、同種の事務事業が反復される場合に、当該情報の開示が将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼし、県の利益を不当に害するおそれがあるために不開示としたものであり、実施機関の不開示決定の理由として、条例第7条第6号を何ら逸脱していない。

## 2 結論

以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件開示請求に係る行政文書の特定について

本件開示請求1及び本件開示請求2に係る行政文書は、次の文書であると認められる。

#### (1) 本件開示請求文書1に係る行政文書

県土木部道路建設課の職員が、平成29年10月2日に桜川市に持参した「上曾トンネル整備事業について」という文書に掲載されているトンネルの標準断面図に関する次の文書（以下「本件対象行政文書1」という。）

- ア 当該トンネルの断面図の設計を業者に委託した際の予算執行の起案文書の全て（本件開示請求文書1の「①」に相当）
- イ 上記アの委託をする際の、相手方、仕様書、指示書等の委託内容の全て（本件開示請求文書1の「②」に相当）
- ウ 上記アの委託に要した経費に係る支出命令書の全て（本件開示請求文書1の「③」に相当）
- エ 上記アの委託の成果物の全て（本件開示請求文書1の「④」に相当）  
当該トンネル断面図を県が自ら県内部で作成した場合は、
- オ 当該トンネル断面図の作成に用いた断面図作成ソフト名が分かるプロパティ画面のスクリーンショットのコピー（電磁記録）（本件開示請求文書1の「⑤」に相当）
- カ 上記オのソフトが搭載されたパソコンが記録された県有物品に係る管理簿で、管理している部・課及び管理番号の分かるもの（本件開示請求文書1の「⑥」に相当）

#### (2) 本件開示請求文書2に係る行政文書

平成30年1月29日、石岡市長と桜川市長が水戸市のホテル・ザ・ウエストヒルズにおいて行った上曾トンネル（仮称）の建設に関する協議の記録（県の提出資料、議事メモ、参加者名簿等の全て。以下「本件対象行政文書2」という。）

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件対象行政文書1について

ア 実施機関は、上記第2の2(2)のとおり、本件対象行政文書1のうちアないしエの文書にそれぞれ相当する本件開示請求文書1の「①」ないし「④」の文書については委託していないため作成又は取得しておら

ず現に存在しないとして、本件対象行政文書1のうちオ及びカの文書にそれぞれ相当する本件開示請求文書1の「⑤」及び「⑥」の文書については断面図作成ソフトを使用していないので存在しないとして、本件処分を行っている。

この点について、当審査会事務局職員をして、実施機関（土木部道路建設課）に確認させたところ、実施機関から、次の説明があった。

- (ア) 上曾トンネル整備事業は、当初、県事業として計画されたが、県事業としては休止となり、その後、市事業として実施されることとなった。
- (イ) 審査請求人摘示の「上曾トンネル整備事業について」という文書を作成したと考えられる平成29年度は、上曾トンネル整備事業を市事業として実施するための検討を行っていた時期であり、当該トンネル断面図は、上曾トンネル整備事業が県事業として計画されていた平成15年当時のトンネル設計業務の委託先の担当技術者（以下「担当技術者」という。）から自転車の通行空間を含めた場合のトンネル断面図について技術的な助言を受けた際に参考として提供されたトンネル断面図を基に、県の担当者が「Windows」の「Word」や「Excel」等のソフトを用いて加工して作成したものである。当該トンネル断面図は、業者に委託して作成したものではない。
- (ウ) 実施機関は、当該トンネル断面図について、既に廃棄しており、改めて探索したものの、その保有が確認できなかった。上曾トンネル整備事業が県事業として計画されていた平成15年当時のトンネル設計業務の委託契約書についても、既に廃棄しており、その委託の内容を確認することはできない。

なお、現在、市事業として行われている上曾トンネル整備事業に係る設計委託については、別途発注している。

- イ まず、上記アの実施機関の説明について検討するに、上記アの説明に不自然又は不合理な点は認められず、上記アの説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。

そして、上記アの説明を踏まえると、実施機関が本件処分において本件対象行政文書1のうちアないしエの文書については当該トンネル断面図の作成を委託していないため作成又は取得はしておらず現に存在しないとしたことについて、不当であるとは認められない。

また、実施機関が本件処分において本件対象行政文書1のうちオ及びカの文書については断面図作成ソフトを使用していないので存在しないとしたことについて、不当であるとは認められない。

なお、審査請求人は、上記第3の2（1）アのとおり、「本件トンネ

ル断面図が現に存在するにもかかわらず、それが対価なく取得されていることとの関係についての説明がなければならない。」と主張しているが、行政文書不開示決定通知書の「2 開示をしない理由」の欄は、いかなる理由で開示しないこととしたのかを記載するものであると解されるところ、本件処分に係る行政文書不開示決定通知書には、当該トンネル断面図の作成を委託していないため本件対象行政文書1のうちアないしエの文書にそれぞれ相当する本件開示請求文書1の「①」ないし「④」の文書は存在しない旨記載されていることが認められるから、本件処分において、本件対象行政文書1のうちアないしエの文書を開示しないこととした理由の記載を欠くとは認められない。

ウ したがって、本件対象行政文書1に係る不開示決定は、妥当であると認められる。

## (2) 本件対象行政文書2について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象行政文書2の全部について、条例第7条第6号に該当するとして不開示とする処分を行ったところ、審査請求人は、開示を求めていることから、以下、当審査会において本件対象行政文書2を見分した結果を踏まえ、本件対象行政文書2の不開示情報該当性について検討することとする。

### ア 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

また、同号アないしオについては、例示であり、同号アないしオに掲げる事務又は事業以外の事務又は事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、同号により不開示情報となるものと解されている。

さらに、同号については、同種の事務又は事業が反復される場合には、当該情報の開示が将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も含まれると解されている。

### イ 別表の番号1ないし番号5の各不開示相当部分について

#### (ア) 別表の番号1の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、知事要望への対応方針について、県が複数の特定の市と検討した内容に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわ

れ、今後、知事要望に関係する事務又は事業について市町村の協力が得られなくなり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(イ) 別表の番号2の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費に充てる特定の国の交付金の確保に関し、国の担当者から得た助言に基づく手法や対応方針に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と国との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の確保について国の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(ウ) 別表の番号3の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、知事要望への対応方針について検討した際の複数の特定の市の長の率直な意見に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわれ、今後、知事要望に関係する事務又は事業について市町村の協力が得られなくなり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(エ) 別表の番号4の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費の確保のための対応方針について検討した際の複数の特定の市の長の率直な意見に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と市町村との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の検討について市町村の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

(オ) 別表の番号5の不開示相当部分欄に掲げる部分

当該部分には、県が関係する公共事業に係る事業費に充てる特定の

国の交付金の確保に関し、国の担当者から得た助言に基づく手法や対応方針に係る情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすると、県と国との信頼関係が損なわれ、今後行われる同種の事業における事業費の確保について国の協力が得られなくなり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものと認められる。

ウ 上記イの条例第7条第6号に該当するものと認められる部分以外の部分（本件対象行政文書2のうち別表の不開示相当部分欄に掲げる部分以外の部分）

当該部分には、本件不開示決定通知書の「1 行政文書の名称」欄の2に記載されている協議の日時、場所、出席者、内容等が記載されているが、当該部分については、これらを公にしても、県と市町村との信頼関係や県と国との信頼関係が損なわれる等により、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、当該部分は、条例第7条第6号に該当するものとは認められない。

そのほか、当該部分は、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る上記の各判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和5年	9月	6日	諮問受理
令和6年	4月	25日	審査（令和6年度第1回審査会第一部会）
令和6年	6月	19日	審査（令和6年度第3回審査会第一部会）
令和6年	9月	18日	審査（令和6年度第6回審査会第一部会）

別表 本件対象行政文書2

番号	不開示相当部分
1	1枚目の不開示部分のうち、下から22行目の11文字目ないし15文字目、下から21行目37文字目ないし下から20行目9文字目及び下から19行目30文字目ないし下から17行目28文字目
2	1枚目の不開示部分のうち、下から13行目15文字目ないし34文字目、下から10行目12文字目ないし37文字目及び下から8行目2文字目ないし下から7行目15文字目
3	2枚目の不開示部分のうち、3行目7文字目ないし4行目12文字目
4	2枚目の不開示部分のうち、7行目7文字目ないし8行目15文字目、9行目7文字目ないし10行目4文字目、11行目7文字目ないし24文字目及び12行目7文字目ないし39文字目
5	3枚目の不開示部分のうち、9行目3文字目ないし36文字目、21行目1文字目ないし22行目20文字目、23行目2文字目ないし24行目5文字目及び24行目14文字目ないし34文字目